

香川県分別収集促進計画

(第9期)

令和元年8月

香 川 県

目 次

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 計画策定の意義 | 1 |
| 2 | 基本的方向 | 1 |
| 3 | 対象品目 | 2 |
| 4 | 計画期間 | 2 |
| 5 | 品目別の分別収集の状況 | 3 |
| 6 | 各年度における市町別の排出量の見込み及び当該 排出見込量を合算して得られる量 | 3 |
| 7 | 各年度において得られる特定分別基準適合物ごと の市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得 られる量 | 4 |
| 8 | 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の 各年度における市町別の量の見込み及び当該見込量 を合算して得られる量 | 4 |
| 9 | 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進 の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集 に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進 に関する事項 | 5 |
| | (参考)用語解説 | 8 |

1 計画策定の意義

高度成長期に展開してきた大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会経済システムは、豊かで便利な生活をもたらした一方、多量で多種多様な廃棄物を排出することとなった。

また、住民の環境への意識の高まり等に伴い、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の整備が困難となっているなど、ごみ問題は、深刻な社会問題である。

一方、地球規模での環境保全の重要性が世界的に認識される中で、資源が乏しく、かつ、その大部分を海外からの輸入に依存している我が国の現状を勘案すれば、今後とも快適な生活環境及び健全な経済発展を長期的に維持していくためには、限りある資源の有効利用を一層推進することが重要な課題である。

こうした状況の中、一般廃棄物の中で大きな割合を占め、かつ、技術的にその再生資源としての利用が可能な容器包装について、消費者、事業者及び行政がそれぞれの責任と役割分担のもとにリサイクルを推進するため、平成7年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、同年12月に施行された。平成18年6月には、国、地方公共団体、事業者、消費者等すべての関係者の協働の下、容器包装廃棄物の3Rを効果的に推進するとともに、容器包装廃棄物の再商品化の合理化を図るために、改正容器包装リサイクル法が成立・公布された。

本県では、香川県廃棄物処理計画を平成27年12月に策定し、県民、事業者及び行政がそれぞれの適切な役割分担のもとに協力し、本県における循環型社会の構築を目指す指針等を定め、県内の実態把握と情報収集に努めながら、廃棄物処理の関連施設を総合的かつ計画的に推進しているところである。

本県の平成29年度のリサイクル率は19.3%で平成28年度の18.7%と比較し0.6ポイント増加しているものの、全国平均の20.2%よりも低く、より一層のリサイクルの促進が求められており、容器包装廃棄物に対する取り組みは重要になっている。

本計画は、法第9条の規定に基づき、県内の市町が策定した分別収集計画との整合を図りながら、本県における容器包装廃棄物の分別収集、分別収集適合物の再商品化等を総合的かつ計画的に促進するための事項を明らかにしたものであり、市町の分別収集計画が十分かつ効果的に実施されることを目的とするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたって、「環境への負荷を低減させる質の高い循環型社会の形成」を目指すことを基本目標に据え、以下に基本的方向を示す。

(1) 廃棄物の発生・排出抑制及び循環的な利用の推進という観点から、環境への負荷

の少ない循環型社会システムを構築する。

(2) 積極的に分別収集及び再商品化を促進するとともに、再商品化物の積極的利用に努める。

(3) 消費者、事業者及び行政の適切な役割分担の下、それぞれの積極的な参加を進める。

3 対象品目

対象品目は、容器包装廃棄物のうち、次表左欄に掲げるものとし、以下、本計画において同表右欄に掲げる呼称により表記する。

| 品 目 名 | 本計画における呼称 |
|---|----------------|
| 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係るもののうち無色のもの | 無色のガラス製容器 |
| 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係るもののうち茶色のもの | 茶色のガラス製容器 |
| 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係るもののうちその他の色のもの | その他ガラス製容器 |
| 主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係るもの | その他紙製容器包装 |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料又はしょうゆ等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器に係るもの | ペットボトル |
| 主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆ等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係るもの | その他プラスチック製容器包装 |
| 主として鋼製の容器包装に係るもの | 鋼製容器包装 |
| 主としてアルミニウム製の容器包装に係るもの | アルミニウム製容器包装 |
| 主として段ボール製の容器包装に係るもの | 段ボール製容器包装 |
| 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係るもの | 飲料用紙製容器 |

※「その他プラスチック製容器包装」のうち、白色の発泡スチロール製食品トレイのみを分別して収集する場合には「白色トレイ」と表記する。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

5 品目別の分別収集の状況

計画期間における分別収集実施市町数は次のとおりである。なお、市町別の分別収集状況は、別表第1のとおりである。

(県下17市町)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 無色のガラス製容器 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 茶色のガラス製容器 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| その他ガラス製容器 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| その他紙製容器包装 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 |
| ペットボトル | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| その他プラスチック製容器包装 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 鋼製容器包装 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| アルミニウム製容器包装 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 段ボール製容器包装 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| 飲料用紙製容器 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |

6 各年度における市町別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第1号）

市町別の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、別表第2のとおりであり、その排出見込量を合算して得られる量は、次のとおりである。

(単位：t)

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 37,381 | 37,084 | 36,802 | 36,526 | 36,246 |

7 各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第2号）

特定分別基準適合物の市町別の量の見込みは、別表第3のとおりであり、その見込量を合算して得られる量は、次のとおりである。

(単位：t)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 無色のガラス製容器 | 1,898 (984) | 1,879 (977) | 1,858 (970) | 1,827 (964) | 1,809 (957) |
| 茶色のガラス製容器 | 2,039 (1,100) | 2,017 (1,091) | 1,993 (1,084) | 1,964 (1,078) | 1,943 (1,072) |
| その他ガラス製容器 | 649 (70) | 647 (70) | 644 (70) | 627 (68) | 623 (68) |
| その他紙製容器包装 | 533 (533) | 528 (528) | 523 (523) | 519 (519) | 515 (515) |
| ペットボトル | 1,771 (881) | 1,763 (874) | 1,756 (870) | 1,742 (862) | 1,733 (855) |
| その他プラスチック製容器包装 | 7,187 (2,035) | 7,164 (2,029) | 7,145 (2,025) | 7,073 (1,970) | 7,051 (1,965) |
| (うち白色トレイ) | 7 (6) | 7 (6) | 7 (6) | 7 (6) | 7 (6) |

注1：白色トレイの量は、その他プラスチック製容器包装の量の内数である。

2：括弧内の量は、指定法人による引き取りではなく、市町が独自に処理を行う予定量であり、内数である。

8 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の各年度における市町別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第3号）

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の市町別の量の見込みは、別表第4のとおりであり、その見込量を合算して得られる量は、次のとおりである。

(単位：t)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 鋼製容器包装 | 934 | 921 | 916 | 899 | 894 |
| アルミニウム製容器包装 | 1,051 | 1,041 | 1,037 | 1,026 | 1,022 |
| 段ボール製容器包装 | 4,423 | 4,396 | 4,364 | 4,334 | 4,301 |
| 飲料用紙製容器 | 81 | 81 | 81 | 80 | 80 |

9 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及、市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進その他の分別収集の促進に関する事項
(法第9条第2項第4号)

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及
容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進を図るためには、県民、事業者及び市町がそれぞれの役割を認識することが重要である。このことから、広く県民に対し、排出の抑制につながる商品の購入等について、また、市町の定める分別収集の区分及び基準にしたがった適切な分別排出における排出者としての役割について、理解と協力を得られるよう普及啓発を図る。

① 広報媒体等を通じた普及啓発活動の実施

排出の抑制、円滑な市町の分別収集の実施、ごみの減量化・リサイクルの推進が図られるよう、県民等それぞれの責務について、県政広報誌やホームページなどの広報媒体等を通じて普及啓発を実施する。

② 環境教育の推進

排出抑制、分別収集の実施及び再商品化の促進が環境の保全に寄与することについて、県民の理解を深め、協力が得られるよう、教育委員会とも連携を密にし、容器包装廃棄物のリサイクルの促進を含めた環境教育を出前講座等を通じて推進する。

また、環境教育を推進するうえでは、情報の提供、教材の確保等が重要であることから、副読本等の資材の整備を推進し、その有効利用を図る。

③ 空き缶等散在性廃棄物の投げ捨て防止啓発活動の推進

空き缶等の散在性廃棄物の投げ捨て防止について、広報媒体の活用等により

県民等への意識啓発を実施する。

(2) 市町相互間の分別収集に関する情報の交換の促進

市町において、効率的に容器包装廃棄物の分別収集を実施するためには、市町間の協力、広域的な処理等を検討していくことが必要である。そのため、市町それぞれの取組み及び今後の分別収集計画に関する情報の交換、提供を行う。

① 市町担当者会議の開催等

県内の市町及び一部事務組合の担当者会を開催し、市町の分別収集に関する取組み並びに今後の計画及び課題等について相互に情報交換し、協議する場を設ける等、情報交換の機会を積極的に確保する。

② 各種情報の収集・提供及び助言

県内の分別収集の取組状況や実績等については、市町からの報告等によって常に実態を把握するとともに、必要に応じてその情報を市町に対し提供すること等により、今後の分別収集への取組みに係る助言を行う。

また、国や関係機関からの情報については市町に対し随時提供するとともに、県外における先進的な取組状況についても、収集・整理して提供するよう努める。

(3) その他分別収集の促進に関する事項

容器包装廃棄物を含むごみの減量化及びリサイクルの一層の推進を図るため、県民挙げて、生産、流通、消費、廃棄といった物の循環システムのあらゆる段階において、長期的な視点に立った対策を推進する。

また、現行の法制度における市町と事業者との費用分担の公平化が図られるよう国に対し要望する。

① 香川県廃棄物処理計画の推進

本県においては、循環型社会の実現を目指して、平成27年12月に「香川県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量化目標や循環型社会を実現するための施策を定めている。今後、本計画と香川県廃棄物処理計画の整合性を図りつつ、容器包装廃棄物を含めたごみの全県的な発生抑制やリサイクルを推進し、香川県廃棄物処理計画の目標達成を目指す。

② 市町のごみ減量化・リサイクル推進施策に対する支援

資源ごみの回収ルート及び資源化ルートの構築及び組織づくり、住民に対する啓発活動等、ごみの発生抑制及びリサイクルを推進する取組みに対して情報提供や研修会などを通じて支援する。

③ 行政の事業者及び消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

県は、自ら率先して、過剰包装された商品の購入を極力避け、詰替え可能な商品及びリターナブル容器を用いた商品の積極的選択を図るとともに、物品の調達にあたっては、容器包装廃棄物の再商品化によって得られた物やリサイク

ルが容易な商品等を選択するグリーン購入に努める。

また、リユース容器の利用促進のため、県主催の行事で率先して使用するとともに、各種イベント主催者に対し、その使用を働きかける。

④ 事業者への協力要請

容器包装廃棄物の発生を抑制し、また、消費者の分別排出を容易にするための方策について、事業者の立場からも積極的に取り組むよう、国や各種団体と連携して協力要請を行っていく。

⑤ 市町のコスト分析の取組みの促進

市町が分別収集業務を効率的に行うためには、自ら処理に要するコストを把握・分析していくことが必要であることから、市町に対して、コスト分析に積極的に取り組むよう働きかける。

⑥ 法制度の改正への働きかけ

現行制度では、事業者の費用負担に比べ市町の収集運搬、保管に要する費用負担が大きく、一部の市町では、一部の品目について分別収集できていない状況であることから、事業者と市町の負担の公平化が図られるよう国に対し要望する。

(参考) 用語解説

| 用語 | 説明 |
|-----------------------|---|
| 容器包装 | 商品の容器（商品を入れるもの）および包装（商品を包むもの）であって、商品が使われたり、商品と分離された場合に不要になるもの。 |
| 容器包装廃棄物 | 容器包装が一般廃棄物となったもの。（一般廃棄物とは、家庭ごみ等のことで、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。） |
| 分別収集 | 廃棄物を分別して収集すること、また集めた廃棄物について必要に応じて分別・圧縮など法令で定める行為を行うこと。なお、具体的な分別収集の基準については、各市町村において定める。 |
| 分別基準適合物 | 市町村が分別収集した「容器包装廃棄物」のうち、洗浄や圧縮が行われるなど環境省令で定める基準に適合するものであって、かつ、指定を受けた保管施設において保管されているもの。ただし、有償又は無償で譲渡できることが明らかで、再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物は除く。 |
| 特定分別基準適合物 | 「分別基準適合物」を、「無色のガラス製容器」「茶色のガラス製容器」「その他ガラス製容器」「ペットボトル」「その他プラスチック製容器包装」「その他紙製容器包装」などの容器包装の区分ごとに分けたもの。 |
| 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 | 市町村が分別収集した段階で有償又は無償で譲渡できることが明らかであることから、再商品化義務の対象とならないものとして指定されている容器包装廃棄物であり、下記の4品目。 ① 鋼製容器包装（スチール缶） ② アルミニウム製容器包装（アルミ缶） ③ 段ボール製容器包装 ④ 飲料用紙製容器（紙パック） |
| 再商品化 | 市町村が容器包装廃棄物を分別収集して得た「分別基準適合物」を、製品又は製品の原材料として取引されうる状態にする行為等をいい、法的には次のように規定されている。 ① 自ら「分別基準適合物」を製品の原材料として利用すること 例：市町村で収集されたガラス製容器を、びんメーカーが引き取り破碎・カレット（ガラスびんを細かく砕いたもの）化して、自らガラスびん原材料として利用する場合。 ② 自ら「分別基準適合物」を燃料以外の用途で、製品としてそのまま使用すること 例：市町村で収集されたリターナブルびんを飲料メーカーが引き取り、自ら再使用する場合。 ③ 「分別基準適合物」について、製品の原材料として利用する者に有償または無償で譲渡しうる状態にすること 例：市町村で収集されたガラス製容器を、破碎・カレット化し、びんメーカーにガラスびん原材料として譲渡しうる状態にする場合。PETボトルを破碎・ペレット化、フレーク化し、繊維メーカー等に化繊衣類の原材料等として譲渡しうる状態にする場合。 ④ 「分別基準適合物」について、製品としてそのまま使用する者に有償または無償で譲渡し得る状態にすること 例：市町村で収集されたリターナブルびんを、飲料メーカーに運搬する場合や洗瓶する場合。 |
| 指定法人 | 法第21条の規定により、再商品化業務を適正かつ確実に行うことができると認められ、主務大臣によって指定される法人。「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」が指定されている。 |